

令和 8 年 7 月 10 日

第 7 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和 8 年第 7 回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 7 月 10 日（金）午後 1 時 30 分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206～209 号室

3. 出席委員（農業委員 8 名 計 8 名）

会 長		石松 雄平
会長職務代理者	1 番	穴井 英雄
委 員	2 番	田代 カズヨ
	3 番	穴井 幸子
	4 番	松野 英一
	5 番	時松 達也
	6 番	飯沼 由彦
	7 番	時松 浩一郎

農地利用最適化推進委員	宮原地区	麻生 輝雄・小田 清
	上田地区	松本 和昭・河津 有隆

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 1 号番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 4 議案第 1 号番号 3 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 5 議案第 1 号番号 4 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 6 議案第 2 号番号 1 農用地利用集積等促進計画案に関する意見

第 4 議案第 2～番号 3 について（利用権賃借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員	波多野 裕
産業課職員	浦田 泰子

7. 会議の概要

事務局 長 ただ今から、令和8年第7回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番田代カズヨ委員、4番松野英一委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長 日程第2 議案第1号 番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和8年7月10日提出。小国町農業委員会 会長 石松雄平 代読です。議案第1号 番号1です。農地の所在は、上田字〇〇、〇〇、字〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、共に田、合計面積は、5,346㎡です。権利種別は、3条無償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の移譲を受けるためです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページが許可申請の写しです。2ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が5,346㎡、畑が1,840㎡、合計面積は7,186㎡です。借入地は、ありません。3ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事する者の

数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離が記載されています。4 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。5 ページが6 番に周辺地域との関係の記載があります。6 ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。7 ページが航空写真の位置図、赤枠が申請地。8 ページに現地立会時の写真、9 ページが確認書になっております。農地法第3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松浩一郎委員から報告をお願いします。

7 番 この案件については、7 月9 日に私と松本推進委員、河津推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、耕作がされている農地でした。今後は、後継者の譲り受け手の方が管理をしていくとのこと。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

6 番 経営移譲ということですが、全体の経営面積が7 反2 畝弱ほどあります。今回、5 反3 畝程が経営移譲となっていますが、残地はどうなっているのでしょうか。

係 長 残地につきましては、すでに後継者の方の名義となっています。今回、許可がおりれば全て後継者の名義になります。

1 番 年金の関係ですか。

係 長 農業者年金制度とは、関係ありません。

議 長 それでは、採決いたします。議案第1 号 番号1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号 番号 1 は原案のとおり決定
します。

議 長 日程第 3 議案第 1 号 番号 2「農地法第 3 条の規定による許
可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議
案の朗読と説明をお願いします。

係 長 同じく議案書の 1 ページを開いてください。議案第 1 号 番
号 2 です。農地の所在は、上田字〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、
〇〇の 5 筆です。地目は、〇〇のみが登記簿、現況、共に畑、
面積、ほかの 4 筆につきましては登記簿、現況、共に田、5 筆の
合計面積は、10, 358 m²です。権利種別は、3 条有償移転。譲り
渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業
経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載のとおり
です。詳細は、タブレット端末の資料 1 をご覧ください。10 ペ
ージが許可申請の写しです。11 ページに譲り受ける者の所有及
び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地
は、田が 17, 149 m²です、畑が 2, 432 m²、合計面積は 19, 581 m²
です。貸付地は、畑が 25, 270 m²です。借入地は、畑が 205 m²
です。12 ページに作付け予定の作物と面積が記載されています。
今回の申請地につきましては、牧草又は、水稻のところに面積
が記載されています。その下の欄に農機具等の保有状況と農業
に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利
を取得する者の拠点から取得農地までの距離が記載されていま
す。13 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。
14 ページが 6 番に周辺地域との関係の記載があります。15 ペ
ージは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。16 ページが航
空写真の位置図、〇〇の 3 筆は上部の 3 ヶ所です。〇〇の 2 筆
は〇〇集落に沿って対岸に位置する農地です。17 ページに現地
立会時の写真、18 ページが確認書になっております。航空写真
をご覧ください。〇〇の 2 筆ですが、山側の方にありますので、
現地点では荒れているような状態です。ただその部分についま
しては、今後耕作者の方が牧草を作付けするということで申請
がされています。〇〇の方は、今回の譲受人が借りて耕作され
ていました。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明
は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松浩一郎委員から報告をお願いします。

7 番 この案件についても同じく 7 月 9 日に現地を確認しました。〇〇の農地は耕作がされている農地でした。〇〇の農地は、荒れている状態でしたが、解消し譲り受け手の方が牧草を作付けすると事務局から説明を受けています。今後は、譲り受け手の方が管理及び耕作をしていくとのことです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 17 ページ一番下の写真についてですが、奥の土地が申請地ですか。この土地は、すぐに耕作できる状態ではないのですね。

係 長 奥の土地になります。すぐには、耕作できないと思います。今後、手を入れて耕作すると聞いています。

1 番 最終的に耕作できれば良いのですが、引き続き見守ってください。

係 長 分かりました。

6 番 再度確認ですが、荒れている部分は今後牧草を作付け、荒れていない部分が水田で米を作付けするのですね。

係 長 その通りです。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号 番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号 番号 2 は原案のとおり決定します。

議 長 日程第4 議案第1号 番号3「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の2ページを開いてください。議案第1号 番号3です。農地の所在は、上田字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、ともに畑、面積264㎡、権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載のとおりです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。19ページが許可申請の写しです。20ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。この部分につきましては、先ほど番号2と同一の数値であるため省略します。21ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離が記載されています。22ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。23ページが6番に周辺地域との関係の記載があります。24ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。25ページが航空写真の位置図、26ページに現地立会時の写真です。現地の方は、菊芋が作付けされていました。これからも菊芋の作付けを予定しているとのこと。27ページが確認書になっております。農地法第3条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松浩一郎委員から報告をお願いします。

7 番 この案件についても同じく7月9日に現地を確認しました。現地は、管理がされている農地でした。今後は、譲り受け手の方が管理及び耕作をしていくとのこと。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番 申請地は、譲渡人自宅のすぐ近くですか。

係 長 その通りです。道は狭いですが、車両は入れます。

議 長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号3について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号 番号3は原案のとおり決定
します。

議 長 日程第5 議案第1号 番号4「農地法第3条の規定による
許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より
議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 同じく議案書の2ページを開いてください。議案第1号 番
号4です。農地の所在は、宮原字〇〇、〇〇の2筆です。地目
は、〇〇が、登記簿、現況、ともに畑、〇〇が登記簿、現況、
ともに田、合計面積635㎡です。権利種別は、3条無償移転。譲
り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農
業経営の規模拡大のためです。詳細は、タブレット端末の資料1
をご覧ください。28ページが許可申請の写しです。28ページの
一番下の方に、3番権利を設定し、又は移転しようとする契約の
内容の所に記載されていますが、隣接する建物の売買にあわせ、
農業者である親族への無償による所有権移転ということになっ
ています。29ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有
する農地の状況が記載されています。自作地は、田が4,853㎡
です、畑が1,638㎡、合計面積は6,491㎡です。借入地は、田、
2,947㎡です。30ページに作付け予定の作物と面積が記載され
ています。今回の申請地は、水稻と野菜に面積が加わっていま
す。その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事する者の数
及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠
点から取得農地までの距離が記載されています。31ページが権
利を取得する世帯の農作業への従事状況です。32ページが6番
に周辺地域との関係の記載があります。33ページは、譲り受け

る者の法令の遵守の状況等です。34 ページが航空写真の位置図、35 ページに現地立会時の写真、36 ページが確認書になっております。補足ですけど、35 ページをご覧ください。3 番目の写真が田の筆です。田の筆は、耕作されている状況になっています。次に 32 ページの周辺地域との関係をご覧ください。当該農地については、今期は譲渡人が既に作付けを行っているため、今期の耕作が終了するまでは譲渡人が引き続き適切に管理し、耕作終了後に譲受人が耕作を行う予定ですのでこのことです。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼由彦委員から報告をお願いします。

6 番 この案件については、7 月 6 日に私と穴井幸子委員、麻生推進委員、小田推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、耕作がされている農地でした。今期の耕作終了後から譲り受け手の方が耕作、管理をしていくとのこと。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 無償移転ですが、〇〇関係ですか。

係 長 どのような〇〇関係かは、不明です。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号 番号 4 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号 番号 4 は原案のとおり決定します。

議 長 日程第 6 議案第 2 号 「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。今回は、番号 1 のみを先

に審議をいたします。この議題に関しましては、当事者の関係者である小田推進委員には、一時退室をお願いいたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

(〇〇委員退室)

事務局 議案書の4ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和8年7月10日提出。小国町農業委員会 会長 石松雄平 代読です。議案第2号 番号1です。農地の所在は、黒淵字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、合計4,036㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の使用貸借です。使用賃借のため、賃借料は無料です。説明は終わります。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 場所は、どの辺りですか。

係 長 場所は、〇〇の工場近くです。

議長 それでは、採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり同意することを決定します。

(事務局が〇〇委員を呼びに行く)

議長 次に議案第2号 番号2から番号3「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 番号2です。農地の所在は、黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、1,552㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の使用貸借です。使用賃借のため、賃借料は無料です。

次に番号3です。農地の所在は、黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、1,422㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は5年の使用貸借です。使用賃借のため、賃借料は無料です。説明は以上です。

議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 こちらの案件は、貸し借りしたことはありますか。

係長 番号2と番号3は、新規案件です。

議長 それでは、採決いたします。議案第2号 番号2から番号3について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛 成 多 数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号 番号2から番号3は原案のとおり同意することを決定します。

議長 以上をもちまして、小国町農業委員会第7回総会を閉会致します。

令和8年第7回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

2 番

4 番